

入札制度改革基本方針の取組みについて

入札制度改革基本方針「4 具体的な取組み」		平成28年度		
		取組み	具体的内容	成果・結果
(1) 制限付一般競争入札	制限付一般競争入札は、そのデメリット部分や事務対応上の問題の整理を図りつつ、その対象を現在の設計額おおむね3,000万円以上の工事から順次引き下げを行い、施行の拡大を図ります。 また、制限とする参加要件において、工事成績評定点の活用など、優良な企業への配慮について検討を進めます。	○制限付一般競争入札対象工事の拡大 ○成績評定点や完成工事高による入札の検討	○現行の設計金額2,000万円以上から1,000万円以上へ対象案件の拡大を検討する。 ○成績評定点や完成工事高を参加条件とする入札の検討を行う。	○平均参加者数が指名競争入札時の選業者数に比べ少ない結果となったため競争性の観点から一般競争入札の拡大については見送った。 ○一般競争入札の参加者が少ないことや、指名競争入札においても辞退者があることから、成績表定点や完成工事高の区分による入札は競争性の確保の点から難しいと考えられる。
(2) 指名競争入札	指名競争入札は、制限付一般競争入札の拡大に併せ、順次その対象を縮小します。 なお、指名業者選定要領の選定基準を見直し、企業の規模などを勘案する中で市内企業の育成に配慮した入札参加指名選定を行います。	○指名競争入札の縮小	○一般競争入札の対象案件を拡大するのに伴い指名競争入札を縮小する。	○制限付一般競争入札の参加状況から、競争性の観点において一般競争入札と指名競争入札の適用について再検討が必要となった。
(3) 制限付一般競争入札総合評価落札方式	総合評価落札方式は、企業の提案や企業能力を入札に反映できるものの、市内企業参加工事における評価の有効性や工期の確保に配慮する必要があることから、当面は、その適用について、国の動向を参考としつつ、現在の小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱に基づき実施します。 なお、現在の最低制限価格の採用については、低入札価格調査制度の採用に改め、更に価格とそれ以外の評価の総合性を高めます。	○総合評価落札方式対象枠の拡大検討 ○成績評定点や優良工事を評価に追加検討	○総合評価に適用する案件1件について実施する。 ○成績評定点や優良工事を総合評価の評価項目に追加することを検討する。	○実施予定であった工事が設計の見直しが必要となり、総合評価による入札を実施できるだけの日程が取れなくなったことから、実施しなかった。 ○小牧市の成績表定点や優良工事を評価項目に追加することを検討したが、総合評価による入札を実施しなかったため、実現しなかった。
(4) 電子入札	電子入札は、おおむね500万円以上の工事及び50万円以上の委託業務において実施していますが、より一層の拡大を図ります。	○電子入札の拡大	○物品の電子入札での割合を30%に拡大する。 ○工事については、紙入札案件を全て電子入札に移行する。	○物品の電子入札の割合は、目標を達成した。 ○工事については11月から全て電子入札とした。
(5) 予定価格	予定価格を事前公表することで、入札参加業者・発注者の事務軽減(採算の見込めない入札回避、入札回数の低減)、不正行為の防止(贈収賄など)及び受注目安による入札不調減少から適切な発注時期の確保が図られており、現状において不都合がないことから、当面は事前公表を維持することとします。ただし、今後弊害が生ずることがあれば見直します。	○予定価格の事後公表の検討	○予定価格は、国の方針は事後公表であるため、事後公表について検討する。	○愛知県や県内の市の多くが自治体が事後公表としている状況や、事前公表のメリット、事後公表のデメリットを総合的に勘案し、事前公表を継続することとしたが、今後も検討を継続する。
(6) 最低制限価格	事前公表により、最低制限価格でのくじ引きが多発しているところ。一方、試行的に実施している現行の算定式による最低制限価格の事後公表においては、くじ引きは発生しないものの、失格者が多く発生しており、入札不調による工事への影響が懸念されます。 こうしたことから、当面は最低制限価格の事後公表の拡大を図りつつ、その効果、課題を検証します。併せて低入札調査制度の導入や、新たな最低制限価格算定方法(現行の算定式方式を改め、入札平均価格からの算定による変動型最低制限価格制度など)の検討を進めます。	○最低制限価格の設定方法及び事後公表について検討	○引き続き公契連モデルについて検討する。 ○工事の最低制限価格を事後公表としたことから、その影響などを検証します。	○最低制限価格の算定式を変更し、概ね5%上昇した。平均落札率は、建築工事、土木工事共前年と比べても大きな差は無かった。 ○最低制限価格を事後公表としたことにより、応札金額が最低制限価格を下回り無効となった業者が発生した。しかし、最低制限価格によるくじ引きでの落札者の決定は、最低制限価格を事前公表していた平成27年度に比べ、平成28年度は減少する結果となった。
(7) 市内本店企業への発注拡大	市内本店企業で施工が可能と判断される規模の工事については、積極的に市内本店企業への発注を進めるなど、工事発注基準の見直しを行い、市内本店企業への発注拡大を図ります。 また、下請負として市発注工事に市内企業が参入しやすい環境づくりの検討など、小牧商工会議所等関係機関とも連携を図ります。	○市内本店企業への発注拡大検討 ○小牧商工会議所との連携	○土木工事において市内本店限定で実施する入札金額を拡大して試行し、本店企業への発注拡大の可能性を探る。 ○下請業者における市内企業の参入拡大など、市内企業育成のための方策について商工会議所等との意見交換会を行う。	○土木工事において、市内本店限定の試行入札を5件実施したが、応札者は少ない結果となった。 ○平成29年度から、建築工事においても市内本店限定で入札する金額の拡大について試行できるような方針を決定した。 ○商工会議所の建設業部会に出席し、意見交換を行った。
(8) 前金払	企業の経営環境の改善を図るため、現在の前金払制度に、中間前金払制度を付加することや、出来高融資制度を新たに導入することなど、建設資金に対する対応強化を進めます。	○中間前金払制度の導入 ○出来高融資制度の導入	○両制度を引き続き実施する。	○中間前払17件、支払金額5,700万円の実績があった。 ○出来高融資制度1件、350万円の実績があった。
(9) 暴力団等の排除	小牧市暴力団排除条例により、暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないなど、暴力団の排除について小牧警察署との連携を強化し、排除に必要な措置を講じます。	○暴力団排除に関する取扱要領の改正に伴う運用の実施	○引き続き小牧警察署と連携し、必要な措置を図る。	○要領に該当する事例はなかった。
(10) 談合等の不正排除	談合等の不正排除については、契約約款、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づき実施していますが、今後は、指名停止期間の適用において、より厳しい扱いとし、その判断基準の改定を進めます。 また、不正防止の取り組み強化や、不正を生みにくい事務管理方法について検討を進めます。	○談合等の不正排除のための職員への取組強化	○談合等の不正排除に関する研修会を対象職員の拡大を図りながら定期的に開催することにより、不正防止の意識を高める。	○新任係長研修において、講義を実施した。 ○全課の事務担当職員約50名を対象に公正取引委員会職員を招き実施した。
(11) 工事における品質確保	これまでの監督員の施工プロセスチェックリストによる監理を継続施行するとともに、工事施工中の現場確認の強化や工事成績評定を入札に反映することによる企業対応(品質、出来形など施工管理に対する工夫、改善)の促進など、より良い品質の確保を目指した取組みを進めます。	○技術職員研修の充実 ○最低制限価格の引上げによる品質の確認	○愛知県が実施する技術職員研修に職員を派遣する。 ○庁内での技術研修会を実施する。 ○最低制限価格を引上げることによる、品質確保の確認を実施する。	○愛知県主催の研修会に9人派遣した。 ○庁内における技術職員研修会を実施した。 ○落札率による成績評定への影響は確認できなかった。
(12) 技術力の向上	市内企業の技術力向上のため、工事検査における指摘事項や標準仕様書等の改正にかかる情報などを企業に伝える方策の整備、工事表彰制度及び研修会の開催などを進めます。	○優良工事の入札への反映 ○技術力の向上につながる情報提供	○優良工事の公表を入札に利用することを検討する。 ○指摘事項や標準仕様書などの改正情報を提供する。	○総合評価落札方式における評価の一部で優良工事表彰を加える予定であったが、総合評価での入札の機会がなくなったことから実施できなかった。 ○建設業団体の研修会において工事を取巻く状況や検査時の指摘事項など説明し、技術力の向上に向け指導を行った。
(13) 入札情報の公開	入札関係情報のホームページへの掲載など、より多くの情報について、公表拡大を進めます。	○入札結果の公表拡大	○物品の電子入札化を進めることにより、ホームページ上での公表拡大を図る。 ○工事においては、紙入札を電子入札に切り替えることにより、ホームページ上での公表拡大を図る。	○物品の電子入札の拡大に伴い、ホームページ上での公表拡大が図られた。 ○11月以降すべての工事において、紙入札から電子入札に切り替えたことで、ホームページ上での公表拡大が図られた。
(14) その他	入札制度改革の基本的方向に則した施策について、調査・研究するとともに、有効な施策については、その施行に向けて積極的に取り組めます。	○入札制度改革の検証及び継続的改善 ○入札に対する職員の意識啓発 ○有効な施策の実施	○入札制度検討委員会を定期的に開催し、具体的取組みの検証を行うとともに継続的な制度改善を進める。 ○公共工事発注平準化報告書に基づき、債務負担行為を活用した発注平準化の準備を進める。 ○労働環境に配慮し適正な履行と良好な品質の確保を図るため、労働環境チェックシートを提出させる。	○入札制度検討委員会を2回開催し、基本方針に基づく取組について検討・検証などを行った。 ○12月補正において予算計上し、12件の債務負担による工事を実施した。 ○土木工事3件、建築工事2件において、労働環境チェックシートの提出を求め確認を行った。